

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成26年12月12日(金) 午前10時00分～11時00分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

2番 黒川 美克、 3番 柳沢 英希、 6番 幸前 信雄、  
7番 杉浦 辰夫、 9番 北川 広人、 12番 内藤とし子、  
13番 磯貝 正隆、 15番 小嶋 克文  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1番 長谷川広昌、 4番 浅岡 保夫、 5番 柴田 耕一、  
11番 鷺見 宗重、 14番 内藤 皓嗣、 16番 小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、人事GL、総合政策GL、総合政策G主幹  
福祉部長、地域福祉GL、生涯現役まちづくりGL、保健福祉GL  
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL  
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、  
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

### 6. 付議事項

- (1) 議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について
- (2) 議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第6回)
- (4) 議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- (5) 陳情第9号 生活保護・介護など社会保障の施策拡充についての陳情
- (6) 陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情
- (7) 陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情
- (8) 陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、一般議案2件、補正予算2件、陳情4件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ありませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。それでは、当局から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございません。

## 《質 疑》

（１）議案第５９号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（７） 一部、総括で質疑があった部分と重複する部分があるかもしれませんが質問させていただきます。まず、認定の第４条の部分で、町内会の参画を要件としている理由について、町内会の皆さんからですね、この部分についてどのように意見聴取をされてきたのか、また、その際、どのような意見が出されたのかお願いいたします。

答（総合政策） それでは、第４条の町内会の参画の要件にしているということについての考え方ということでございますが、まちづくり協議会が、住みよい豊かな地域社会をつくるために、小学校区を単位とする地域におきまして、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、さまざまな活動を行う上で、基礎的な住民自治組織であります町内会は、欠かすことのできない重要な役割を担い、かつ、重要な役割を果たす市民公益活動団体であるとの考え方に基づき、町内会の参画を要件といたすものでございます。続きまして、町内会さんの意見、どのような意見が出たかということでございますが、まちづくり協議会と町内会との関係についての御質問がございました。まちづくり協議会における町内会の役割などについて御説明をし、基本的には対等な関係のパートナーとして、町内会の参画を要件とさせていただくとともに、町内会の参加なくしては市の認定を受けられないということを御説明し、理解をいただいたところでございます。

問（７） 次に、同じ第４条のですね、市長の認定のところですけど、認定の関係について伺います。市長から認定されることで、まちづくり協議会にとってどのような影響があるか、また、どのような効果があるか、お願いいたします。

答（総合政策） この条例ができた、あるいは、市長の認定を受けたからとい

って、これまでのまちづくり協議会の運営や活動内容に急激な変化をもたらすものではないと考えております。市長の認定を受けることで変わってくるということですが、自治基本条例に設置根拠を持った正式な公共的団体として位置づけられますことから、本市における地域内分権推進のための住民自治組織としての役割が明確になる。また、その運営及び活動内容に対する説明責任や運営面での民主性、透明性の確保といったものが、この条例により担保されるものというふうに考えております。

問（７） 続いて、逆にですね、一度、認定を受けたまちづくり協議会が認定を取り消される場合について、どのようなケースが想定されるのか、お願いいたします。

答（総合政策） 認定の取り消しということですが、当然のことながら、第４条に定めておりますまちづくり協議会の認定要件のいずれかに該当しなくなった場合。また、第６条に規定いたしております活動の制限に抵触するような活動を行い、行政の助言、指導にもかかわらず改善がなされない場合については、認定を取り消すこともあり得るものと考えております。なお、認定の取り消しにつきましては、今後、規則において別に定めていく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

問（７） 続いて、同じく第４条の市長の認定での部分ですけど、町内会の参画について規定があると思えますけども、小学校区内にある全ての町内会が参画することが条件となるのか、また、１つの町内会でも参加しなければ認定しないか、どのようになるか、お願いいたします。

答（総合政策） 小学校区内にあります全ての町内会が参画しなければならないかという御質問でございますが、この規定の趣旨といたしまして、小学校区内にある全ての町内会が参画することを要件とすることを考えております。仮に、１つの町内会でも参加しなければというような事態にならないように、行政といたしましても、町内会の皆様にはしっかりと説明し、参画いただけるように支援を行っていきたいというふうに考えております。

問（７） わかりました。次に、第６条の活動の制限について、この規定を盛り込む過程においてどのような議論がされたか、お願いいたします。

答（総合政策） 活動の制限についての議論ということですが、まち

づくり協議会サミットの場合におきまして、まちづくり協議会を公共的な団体として正式に位置づけるためには、これらの活動の制限することは当たり前のことというふうな共通の認識をいただいております。

問（7） 最後に、第7条の部分ですけど、行政の助言及び支援に関する規定について、行政の関与はどこまで及ぶものか。また、過剰な関与につながるおそれはないか、お願いいたします。

答（総合政策） 行政の関与についての御質問でございますが、あくまでも、まちづくり協議会の自主性、主体性を尊重する中で、行政は助言や支援を行っていくものとして、その姿勢を示したものでありまして、その運営や活動について、行政がその都度関与していくというものとは考えておりません。しかしながら、公共的な団体の要件といたしまして、この条例で示しております区域、構成員、多様性・開放性、民主性、透明性、自主性・主体性などといった部分につきまして、その要件が欠かすことがないように、また、第6条で規定いたしております活動の制限について抵触することがないように必要な範囲において、助言、指導を行っていくというように考えております。

問（7） ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（9） この議案第59号の第4条の町内会の参画については、今、質疑、答弁をお聞きして、おおむね理解をしたんですけども、町内会側にそれぞれ多分規約をお持ちだと思うんですけども、その中で、例えば、まちづくり協議会に協力するように努めることだとかというような文言をそろえて入れてもらうような動きみたいなもの、逆からの根拠となるような形みたいなものというのは、お考えなのか。そういうことを私はお願いをしていったほうがいいのではないかという気がするんですけども、その辺のところまでが押さえられていないと、これ条例として、ここにこう文言として載せることがどうなのかなというふうな思いも少しあるものですから、そこら辺のところは、町内会さんのほうとお話をされているのかどうかお聞きしたいと思います。

答（企画部） まだ正直言って、具体的にそこまでの話を町内会さんのほうにお願いをしたということはありませんけども、今後、条例が制定された場合には、やはり、これは町内会さんの御意向というものも十分踏まえた上で進め

ていかなければならないというふうに思っておりますので、町内会さんのほうとも協議しながら、その辺のことはお話をしていきたいなというふうに思っております。

問（９） そのように進めていただきたいということをお願いしますが、例えば、町内会の参画という部分が、どこまでの範疇でここに謳われているのか、例えば、人間的な部分であったり、組織の中に入り込まなければいけないような部分であったり、あるいは、町内会から何らかの資金的な部分で補助金みたいなものを町内会から出すような部分であったりだとか、どの辺のレベルまでのことを想定されておるのか、この参画という部分に対して、これをお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） この条例の規定におきまして、町内会の参画という言葉で表現させていただいております。参画というのは、私どもの考えているものが、事業の立案から実行など、まちづくりのさまざまな場面におきまして、主体的に参加し、意思形成に関わることというふうに考えおります。そういった意味におきましては、意思形成には関わるということでございますので、総会、理事会とか、こういった場面において、参画をいただくというようなことを考えております。

問（９） さまざまなことが考えられると思うんですね。だから、町内会さん側にしっかり御説明をいただくこともそうですし、それから、まちづくり協議会のほうにもしっかり御説明していただいて、両方が同じレベルの考えでないと、これは成り立たないと思うんですね、関係が。ここにこう書いてあるからこうしろとかね、こうは書いていないからできませんとかというような話になっていくようでは、全くだめだと思うんですね。先ほど言ったように、全ての町内会が参画しなければ、市長が認定できないわけですよ。それを考えると、よりやりやすいように、どこもが当たり前のようにそうしていくんだと思えるようなことをきちんと御説明していただかないといけないと思いますので、当然、これ条例が通った後、その動きを早急にやっていただくということが必要になるとは思いますけども、ぜひ、それをお願いしたいということと、もう一つは、町内会さんは特にそうですけども、地域によってまた違うかもしれませんが、役員さんがかわっていきますよね、毎年。２年、３年、居残りで上がっ

ていくタイプの町内会さんもあると思いますし、それから、突然、降って湧いたように役を受けなければいけなくなってしまうような場面も想定できるわけですよ。そうすると、この歴史が下にしっかりと伝わらなければ、私の町内会長のときにはやりませんかとかというようなことになりかねないと。それが、やはり非常に不安なところだものですから、ここまでつくりあげてきた歴史感、今までまちづくり協議会ができあがってから条例制定までもってこられたこの歴史感というものを町内会さんにいかに伝えるかというところも非常に大事だと思うんですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

答（企画部） 今、御指摘いただいたような部分につきましては、当然、これまで各まちづくり協議会、設立からかなりの年数が経過してくる中で、いずれも、町内会さんの皆様方にはいろんな形で御参画、例えば、理事会だとか評議委員会、そういったそれぞれのまちづくり協議会の意思決定に関わる部分での組織として御参加をいただいているという部分もございます。御心配いただいているような、今後、町内会さんの役員さんも、当然、会長さんは1年で交代されていく中で、そういった御心配いただいているようなことにならないように、私どももこの条例の中にあります必要な助言、指導という中で、町内会さんのほうにもしっかりと御説明をして、御理解をいただけるように努力するのが、我々、行政の役目だというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

問（9） ぜひ、お願いします。条例があるからやらなければならないということでは、もともとのまちづくり協議会のある意味が違ってきてしまうと思うんですよね。だから、ぜひ、そのような形で進めていただくことをお願いしておきます。

問（15） 第4条、第1項、第4号で、「地域の市民が、希望に応じて」とありますね、これ。この「希望に応じて」、この文言を入れた理由を説明お願いいたします。

答（総合政策） まちづくり協議会の活動に携わっていただくことにおきまして、サービスを提供する側といたしましては、事務局的などところで運営のところを考える人、また、活動について、その運営の状況をもとに活動をしていただく方、また、その後でサービスを受ける方と、あると思うんですけど、例え

ば、私は活動に参加したいと、あるグループに所属してないんだけど活動には参加したいという気持ちを持っておられる方について、その活動に参加していただくということを考えておりました、希望に応じてというような形で、こちらへ規定をさせていただいたというところであります。

問（15） ちょっと捉え方がおかしいかもわかりませんが、僕が、今、ちょっと感じているのは、決して、例えば、このまちづくり協議会が行う活動は、その地域の市民、要するに構成員たる地域の市民に対して、これは別に、強制ではないよというように僕は感じておったんですが、それは間違いない。これは間違いでしょうか、これは。

答（総合政策） 委員、おっしゃるとおりでございます。

問（15） それから第5条、2項に関連するんですけども、今まで、まちづくり協議会は地域内分権推進ということで、さまざまな取り組みやってきました。介護だとか、防犯だとか、防災とか。そういったことで、今後またいろいろなテーマにもとづいて事業やっていくと思うんですけども、この第5条、2項から、協議会と行政はお互いに補完をし合いながらということで、何もこれ、まちづくり協議会でなくて市のほうからもこれは僕は提案をできる条項だと思うんですね、これは。そういったことで、具体的に市のほうとしては、何かこういったテーマにも取り組んでもらいたいというようなものがあれば、ちょっと、お教えいただきたいと思います。

答（総合政策） 補完をし合いながらというところでございますが、まちづくり協議会さんで行っていただくものとしたしましては、例えば、市の行政ではなかなかこう手が届かないとかいうのかですかね、地域の課題について行っていただいておりますという中で、いわゆる共助の部分ですね、このところをまちづくり協議会さんに行っていただいております。行政といたしましては、そこは行政が行えないところを補完していただいているというところでございますが、行政といたしましては、それにつきまして支援をしていくというところで、補完をしていきたいというふうに考えております。

問（15） ということは、具体的な別にテーマをもって、市のほうが具体的なテーマをもって、それを何とか一緒に取り組んでいきたいということではない、こういうふうな解釈ですか、これは。

答（企画部） 例えば、地域内分権ということで地域の課題解決に対して、まちづくり協議会さんのほうですね。一番、自分たちの地域のことを御存じであるまちづくり協議会の皆様方が、いろんな取り組み、実際にその例を挙げますと、例えば、防災の関係だとか、認知症対策だとか、さまざま行政のほうから、この部分についてはまちづくり協議会さんのほうで担っていただけないかというような形をお願いしている部分、それは当然ございます。今後もそういった行政からのニーズ、それから地域からのニーズ、そういったところをすり合わせながら進めてまいりたいというふうに考えております。

問（15） わかりました。それで、今、何かありますかと。要するに、何か持っていることがありますか。それがあれば聞きたいということで、今、質問したんですけども。なければ結構ですけど、別に。

答（企画部） やはり、今、先ほど申し上げたようにですね、防災だとか、認知症というところが、今、最優先の課題という部分。あとは、防災という中では、災害時の要援護者の問題だとか、本当にさまざまなことに取り組んでいただいております。今後もそういった中で、何か新しいものが出てくれば、その都度、まち協サミットの間だとか、いろいろなところを通じて、まちづくり協議会さんとも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長 ほかに。

問（12） 今、いろいろ聞かれましたので、まちづくり協議会条例の、これまちづくり協議会の内容にもなるんですが、この5条のところの4で、地域計画を策定します。「自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容など定めた地域計画を策定します。」となっているんですが、もちろんこれ策定したらその地域の方たちに知らせていかなければ意味がないと思うんですが、そういうのはどのようにというか、まちづくり協議会の中の話になるので、この辺りはどのように考えてみえるのか。今だとなかなかそういうことが、まちづくりやっている人はまちづくりやっている。地域の中は、町内会なんかでいうと、私、関係ないという方が結構多いように感じるものですから、ちょっとその点をお示しいただきたいと思えます。

答（総合政策） 地域計画というところで、今、御質問いただきましたが、こちらにつきましては、自治基本条例の第18条、第1項にも、「まちづくり協議

会は、自らが取り組む、地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等定めた地域計画を策定します。」というところを受けて今回のまちづくり協議会条例にも規定しているところでございます。この地域計画というものは、平成21年9月15日に地域計画発表会が行われまして、市長及び市議会議長に提出をされておるというところで、こちら発表会において説明等されているところでございます。この地域計画につきましては、それぞれまちづくり協議会さんが年度計画をつくっていくに当たりまして、もとななる計画というふうになっておりまして、年度の計画が出たということにありましては、それは地域計画が反映されたものとしてされておるものでございます。年度計画につきましては、ホームページ上でも公開、総会の資料ということで公開させていただいておりますし、また、この地域計画につきましてもホームページ上で公開をされておるというところでございます。行政といたしましては、ホームページ上で公開をさせていただいておりますが、まちづくり協議会さんといたしましては、総会においてその資料を配布していただきまして、そこに年度の計画が載っておる、その基本となっているのが地域計画であるというところでございます。

問（12） 地域計画つくって、ホームページに載せるというのは、それはそれでわかるんですが、一般の町内会の方たちは、やはりそれでは何かよそのことというような意識が結構あると思うんですけども。そういう点、もう少しこう、一般の町内会の方、それから、地域の方とつながるようなことが必要ではないかと思うんですが、その点はどう考えてみえるんでしょうか。

答（総合政策） ホームページというお話をしましたけども、年度の当初の6月ぐらいだったと思うんですけど、新しい年度のまちづくり協議会としましては、こういう計画で行いますということは広報でも知らせていただいております。また、まちづくり協議会さんにつきましてはそれぞれ会報という形で、今年度はどういうことをしていくかということも会報をつくって、町内会を通じて回覧等させていただいて、周知をさせていただいておるというところでございます。

委員長 ほかに。

問（2） それでは私のほうからちょっともう少し基本的なことを伺いさせていただきたいんですけど、この条例を今度つくられるに当たって、各町内会だと

か、まち協にはどのように説明をされてみえるか、その辺のところがありましたらお願いいたします。

答（総合政策） 総括のときにもお話をさせていただきましたが、まちづくり協議会さんの理事会等で、合計7回、まちづくり協議会の条例についての素案を御説明させていただいております。また、町内会さんにおきましては、10月6日に開催いたしました町内会行政連絡会におきまして、御説明をさせていただいたというところでございます。

問（2） 説明をさせていただいたというのはわかったんですけども、それが、各町内会の行政連絡会で説明をしていただいたという話なんですけれども、それが各町内会で、それぞれの役員方にどのように説明をされているかということまでは、把握してみえるのでしょうか。

答（総合政策） 細かくまでは把握をしておりますませんが、例えば、町内会長さんの中では、理事さんに説明をしたいので、町内会行政連絡会のときに配った資料をくださいということで持っていかれたケースがございますので、中には、理事さんにまで御説明をしているとケースはあるものと考えております。

問（2） 現在ですね、もう既に、各小学校区にまちづくり協議会ができておるわけなんですけれども、そこで改めて、この条例を設置することによって、今までのまちづくり協議会との関係はどうなってくるのかということをお伺いします。

答（総合政策） この条例を制定したからといって、まちづくり協議会の運営とか、活動が大きく変わるものというふうには考えておりません。ですので、町内会との関係ということでも変わってくるものということは考えておりません。このまちづくり協議会条例の目的というところは、まちづくり協議会が今後も継続的に活動を行っていくというところで、その活動を担保していくということで、条例の制定の狙いがあるというところでございます。

問（2） そのところは前のときに大森先生が、最初やっていただいたときに、まず、自治基本条例だとか、とにかくこのまちづくり協議会の根拠となるそういった担保するものが早くつくるといいですよということで、今回、この条例の制定になっていると思うんですけども、それで、せっかく今までまちづくり協議会がこれまで育ってきているわけですので、ぜひその辺のところを各地

域のところをしっかりPRしていただけるように。先ほどちょっと12番委員のほうから御質問出ていましたけれども、各まちづくり協議会の地域計画というものは、こういう冊子をつくられて各まち協にPRはしてみえると思うんですけども、これは最初に配られただけで、その後、私もまち協の役員やらせていただいていますけれども、そういった、説明だとか何かは聞いたことがございませんので、ぜひですね、それぞれのまち協がこういうような計画をつくって、こうやっているんだと、そういうようなことを再度しっかりPRしていただいて、これからもまちづくり協議会が発展していただくようにですね、せっかく条例をつくった機会ですので、そういったことをぜひ説明をしてPRしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

答（企画部）　今も御指摘をいただいたわけなんですけども、地域計画につきましては、ほぼできてちょうど半分ぐらいの期間が経過しているということで、今まさに、各まちづくり協議会のほうで地域計画の見直しということを実施いたしております。その中で、新たな後半5年間の地域計画というものを策定する中で、当然このまちづくり協議会条例の精神についても合わせて、またPRをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

問（2）　余り長くてもいけませんけれども、私どものほうの翼のまち協につきましては、やはり湯山町と神明町と温度差がありますので、その辺のところの温度差を少しでもなくすように、ぜひ、私も努力はしますけれども、行政のほうもいろいろと支援をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。  
委員長　ほかに。

問（6）　1点、確認させてほしいんですけども、まちづくり協議会は、いわゆる、ボトムアップの活動、要は、自分たちの目の見えるところの困ったことを自分たちで解決していきたいと。それをどうサポートするかという話なので、あくまで、行政サービスをサポートする立場ではないですよ。だから、トップダウンで総合計画があって、これは行政がこういうことを進めますということでやられて、そこで間隙をぬって、まちの見えてないところの問題を、困りごとを解決するためにやっている組織だという認識なんですけども。先ほど、行政サービスの話が出たので、ちょっと疑問に思って聞いていたんですけども、

それを解決するのは、確かに行政のサービスとしてやり切れる範囲というのはあると思うんですけども、あくまでもそれは自分たちの困りごとではなくて行政の困りごとになってしまうので、自分たち自身が困ったときにどう活動していく、そのボトムアップの活動をどう育てるかということが基本だと思うんですけども、それで間違いないですよ。

答（市長） 基本的には、間違いないです。ただし、まちづくり協議会さん自身が、その地域の困りごとというのは、本来は、自分たちが自主的にやっていく活動があって、それができないところ、例えば、町内会だとかまちづくり協議会さんがやって、そのあとまた行政がやってというふうには、その補完的に実は地域のいろんな問題というのは起きていて、それを解決する組織というものができていると思うんですよ。その中で行政サービスというのは、そもそも地域の課題につながっているものですから、我々は、提示はさせていただきますけども、これをやりなさいと、例えば、多分、皆さんが想定されているのは、公園清掃をまちづくり協議会がやらなくてはいけないぞというふうには、私どもも思っていません。ただ、それをやることによって、地域の声になると思われれば、それをやっていただければいいと思いますし、そういう提示はさせていただきますけど、無理やりやってほしいとは思っていません。そもそも、何遍も繰り返しになりますけど、行政のサービスというのは、地域であったり住民の課題になっているものを、税を使ってやっているものですから、そこはバシッと切り離せられるものではないものですから、中心は、自発的に、自主的にやっていただくということで、それで結構だというふうに思っていますが、その中でこんな課題もありますよという提示はもちろんさせていただきます。

問（6） よくわかります。それでもう1点確認ですけども、行政とまちづくり協議会の関係というのは、あくまで対等なんですよ。発言権も同じだし、行政の下部組織というのではなくて、あくまで良きパートナーという形の活動だというふうに認識させてもらって、間違いないですよ。

答（企画部） その見解でよろしいかと思っております。

委員長 ほかに。

問（12） 今、お話、聞いていて、例えば、今、まちづくりですと各まちづくりで、このまちづくりは、こんなに6つとか7つとかいろんなグループに

分かれていて取り組んでいる、それで、このまちづくりは3つぐらいのグループに分かれて取り組んでいるというように、いろいろ違うと思うんですね。例えば、5つのグループに分かれて取り組んでいるけども、どうしてもこの仕事、仕事というか取り組みは、今うちのまちづくりについては負担が重くてやれないというような状態になったときに、それはやめるということもできるということでもいいんでしょうか。

答（企画部） 現実にそういったお話、例えば、先ほど市長のほうからも話がありましたけども、公園清掃について、やはり人手が確保できないだとかという理由で、返上された地区もございます。決して、先ほどから何遍も申し上げていますように、このまちづくり協議会の活動というのは、行政のほうからやってくれ、強制的に受けてくれというようなものではございません。あくまでも自主性、主体性を尊重する中で、活動していただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

委員長 質疑を行います。

問（１２） 補正予算の６３ページ、４款、衛生費の関係で、医療対策推進費の地域医療振興事業、補助金で病院施設設備整備費補助金が計上されていますが、これは説明書も載っていますが、総費用が４、２０５万円かかるということで、この入札というのか、どのようにこれは計算が出されているのかお示してください。

答（保健福祉 主幹） 病院につきましては平成２１年４月１日をもちまして、医療法人豊田会のほうへ移譲をいたしております。今回の修繕につきましては、建物、施設を所持しております医療法人豊田会が自主的に行うものでございますので、当然、この電気、空調等の修繕費費用につきましても医療法人豊田会が業者ほうから見積もった数字が、４、２０５万円というものでございます。

問（１２） そうすると、この落札の状況だとかは、わからないということですよ。

答（保健福祉 主幹） 今回の修繕につきましては、補正予算の御議決をいただきましたら、年が明けてから着手するものでございますので、まだ落札業者は決まっておられませんし、当然、その設備に応じて豊田会側が相手方を選んでくるという形になります。

問（１２） 病院という、３６５日、２４時間、稼働しているところですので、こういう費用がかかるというのはわかるんですけども。もちろん信頼してということなんでしょうけども、この総費用に関して実際にこれだけかかるのか、それとももっと安くやれるのか、わからないわけで、その７割を持つということになると、ちょっと納得がいけないということなのか。それと高浜が７割、豊田かいが３割ということなんですけども、これはどういうふうで７割、書いてありますけども、半分半分とか、そういうことは考えられなかったのかお示してください。

答（保健福祉 主幹） 総括質疑でもお答えをさせていただいておりますが、施設の大規模改修に当たりましては、その都度協議するという協定書の規定にのっとりまして、医療法人豊田会と協議をさせていただいております。そして、協議の結果、高浜市７割、豊田会３割の負担となったわけですが、これは双方が病院を使用しておりました年数を勘案いたしました。もともと病院の北棟というのは、昭和５９年１０月に竣工いたしております。そして、民間

移譲するまでの間、平成21年3月の末まで私どもが所有をして管理をしてもらった。そして、その後平成21年4月から現在に至るまで医療法人豊田会のほうが所持しているということで、この所持している年数を勘案しまして、高浜市7割、豊田会3割とさせていただきますのでございます。

問(12) 先ほどの件ですが、4,205万円かかるというお話なんですが、これ、もし例えばもっと少なく済んだ場合に、この7割というのは減らされるのかどうか、その点をお示しくください。

答(保健福祉 主幹) 委員、おっしゃられるとおりでございます。実際にかかった総費用の7割を高浜が負担するという形でございますので、交付申請の段階で、この数字が出てきたとしても、実際にかかった費用が下回れば、その部分は精算をさせていただくということを考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)  
委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

「……。」と発声するものあり。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

《意見》

(5) 陳情第9号 生活保護・介護など社会保障の施策拡充についての陳情  
委員長 意見を求めます。

意(6) この陳情ですけれども、反対の立場で意見を述べさせていただきます。  
こちらの陳情書の中見ると、生活保護の欄のところで、4個目、「弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください」とありますけれども、こちらのほう、申請に来られる方が過度に権利を行使されて、暴力沙汰に及ぶことも全国で報道されております。そういうことがあって、高浜市としても補正予算を組んで警察OBの方に窓口の方の危害が及ばないように配備させていただいた経緯もあり、やらせていただいていることです。生活保護の窓口担当にしても、申請に来られた方、粛々と業務を決められた範囲で手続き等をとる場合に、きちんとした仕事ができるように身の危険が及ぶと、そこで変な形での受付等実施される可能性もありますので、この文言が入っていることもありまして、この陳情に対しては反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(15) 3項目目の子育て支援などについての③に憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください、こういった文言がありますけれども、義務教育の無償については憲法第26条第2項に規定されておりますが、無償についての見解は教科書国庫負担請求事件によって、最高裁、判例が出ております。この中で、憲法の義務教育は無償とするとの規定は授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない、このようにあります。したがって、給食費の無料化、無償までを踏み込んだものとは思えませんので、この本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(2) 私もこの陳情には反対をさせていただきます。2番の安心できる介

護保障についてというところで、基盤整備のところ、「特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください」、確かに、今、高浜のほうは待機者がおみえになりますけども、いろいろな施設等もつくっておりますので、大幅にふやすということがありますので、私はこういったことは財政的にも非常に難しいと思いますので、本陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 私は、賛成の立場から意見を述べさせてもらいたいと思います。生活保護についてもそうですし、介護保険についても厚生労働省の基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてくださいとなっていますが、これは、よその自治体では、やっているところが結構あるんですね、だからぜひやっていただきたいということ。それから、地域包括ケアを含む新しい総合事業について、「要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービスを保障し、後退させないでください」とあります。今後、非常にサービスが自治体に移ってきて、非常に厳しくなってくるので、この文言も大事だと思っています。それから子育て支援について、「妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる」制度にしてくださいとあります。これも必要なことだと思います。以上で、ほかも含めて必要だと思いますので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第9号についての意見を終了いたします。

（6）陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（7） この陳情には反対します。陳情項目の2項目目に「医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと」と人員増を求めています。本来求められるところは、医療に携わる人材の定着とその育成だと思います。現に就業している医療スタッフの定着の促進や離職の防止に重点を置いた対策を進めることが大切だと思います。それによって、以上のことから大幅増員のみに視点を置いたこの陳情には反対します。

委員長 ほかに。

意（15） 陳情項目の3番には、「国民の自己負担を減らし」とあります。当然これは利用者の自己負担が減れば、当然収入が減収となります。ところが、②の「医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと」とあります。何かこれは、ちょっと矛盾に感じます。よって、これ反対をします。

委員長 ほかに。

意（2） 私も、今、15番委員と同じで、2番、3番、この項目が矛盾すると思いますので、これには反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 私は、賛成の立場です。ここにも載っていますように、日本医労連が調べた労働実態調査、慢性疲労だとか、辞めたいと思うだとか、医療の提供についても十分な看護ができてないだとか、ミス・ニアミスの経験があるとか、これらの状況が前回の調査から改善されていないことも明らかになっているというふうに載っています。それと医師をふやすことが問題だという話が出ましたが、医師は外国と比べても大変日本の医師は少なく、以前、大学でお医者さんをふやす、お医者さんをふやしているわけですが、そこで毎年1割減らしていくというような案が出されて、それから特にずっと減らされています。そういう時期ですので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(7) この陳情には反対します。介護職の処遇改善について、国は介護報酬の改定などにさまざまな取り組みを行ってきており、徐々にその成果も現れてきていると認識しています。本来、介護職を含めた介護従事者の処遇改善を含む労働条件の決定については、労使間の自立的な話し合いのもと決定されるべきものであり、よって、この陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情項目に抜本的な改善とありますけども、平成21年度介護報酬改定においては、プラス3.0%の介護報酬改定を行っております。また21年度第1次補正予算においては、23年度までの間、介護職員1人当たりの平均月額1.5万円の賃上げに相当する介護職員処遇改善交付金により、介護職員の処遇改善にも取り組んでおります。また平成24年度介護報酬改定においてもプラス1.2%の改定を行っております。したがって、今後の経過を見守っていくということで、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(2) 私も、今、15番委員が言われたのと同じで、介護保険の改正のときにも、介護従事者の待遇は改善をしておりますし、いろいろと処遇のことについても、いろいろとやっておりますので、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うということは国の財政のことやなんかもあり、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 私は、この陳情にも載っています介護労働者の平均賃金は全労働者の平均よりも9万円も低い状況となっていると。本当にこういう状況では、なかなか介護や障がい者の福祉の状況がよくなっていかないと思いますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情  
委員長 意見を求めます。

意(7) この陳情には反対します。大幅に増員するだけでなく、現に就業している医師や看護師、介護職員の定着促進や離職防止に重点を置いた対策を進めることも大切です。またハローワークの連携や短時間正社員制度の活用など、確保の支援策から始めることも必要で、大幅増員のみに着目した本陳情には反対します。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情趣旨にあるように、確かに平成27年には約7万4,700人に達すると、看護婦の需要数が。ところでですね、供給数も、実は、これ平成27年において約7万3,900人しかないと、これを15万ということは、これは2倍です、これは。余りにもちょっとこれね、この15万人体制の実現に余りにもかけ離れた数ですので、ちょっとこれは、実現を無視したようなこれは陳情でございますので、これは反対をいたします。

委員長 ほかに。

意(2) 私もこの陳情には反対をさせていただきます。やっぱり愛知県内の医師数を大幅に増員するだとか、それから、愛知県内の介護職員を大幅に増員するだとか、やはり、それぞれの需要、供給のバランスがありますので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) この陳情の真ん中あたりに載っていますが、愛知県議会が「2014年7月、看護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長に意見書を提出しています」と載っています。今、看護婦さんは、以前のように3交代でなく2交代でやっている病院もたくさんあるんですね。だから人数が減らされていると

どうか、そういうこともあると思うんですが、大変看護婦さんたち、厳しい状況で仕事をいただいていますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ございません。これより採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

挙手多数により原案可決

(4) 議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(5) 陳情第9号 生活保護・介護など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(6) 陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を  
求める陳情

挙手少数により不採択

(7) 陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情

挙手少数により不採択

(8) 陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時00分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長